

交通災害等共済事業を行う事業協同組合に対する指導について

43 企庁第 1069 号  
昭和 43 年 9 月 16 日

通商産業局長・都道府県知事あて

中小企業庁長官

改正 昭 48. 4. 5 (48 企庁第 414 号)  
改正 昭 49. 7.23 (49 企庁第 1027 号)  
改正 昭 51. 4.22 (51 企庁第 509 号)  
改正 昭 56. 3.10 (56 企庁第 249 号)  
改正 昭 58. 6. 9 (58 企庁第 663 号)

最近、商工業者が福利厚生事業の一環として交通事故その他の事故によって生ずる傷害等の災害に対する補償その他のための共済事業を行う事業協同組合を設立する動きがみられますが、組合員の範囲、事業内容によっては優れて公共的な色彩を有することになり、その経営の健全性がとくに要請されます。

したがって、この種の事業協同組合の設立認可及びその運営の指導監督に当たっては、下記事項を充分留意のうえ遺憾のないよう措置して下さい。

I 設立の認可について

福利厚生事業の一環として、交通事故その他の偶発的事故（火災を除く。）によって生ずることのある傷害等の災害に対する補償その他のための共済事業を行う事業協同組合であつてその組合の組合員資格が地区内の一般中小企業者であり、かつ、見舞金の程度をこえる共済金を給付するものの設立については、次の諸点を充分考慮し、その経営的基礎が十分に確立しうる見込みがあることはもとより組合内部の監視体制が整備されていやくも不正行為等の生ずることのないようとくに配慮すること。

(1) 地 区

組合の定款で定める地区が危険の分散を十分に図り得ないほどに狭隘なもの及び定款で定められる地区は広域であるが、組合員になろうとする者が一地方に集中し、実質的に狭隘である場合は、一時に不慮の災害を生じたときの共済金の給付が困難となるおそれが多

いので、経営の健全性を確保する観点から、原則として六大都市の地区に所在する中小企業者の数程度以上を含む地区をもってその地区とすること。

また、共済事業の健全な経営を確保するためには、2以上の組合が相互に組合員を獲得するため過当な競争を行うことのないようそれぞれの組合の地区が重複することのないよう定款上明確に規定させることが望ましい。なお、地区の重複する組合の設立申請があった場合には、特に慎重に取り扱うものとし、それぞれの組合が十分な組合員数を有しており事業の健全性が阻害され、共済事業を行うために必要な経営的基礎を欠く等の恐れがないことが確認されたときに限り認可すること。

なお、地区を都道府県の域内とする組合と都道府県の区域を超える組合とが、別々に認可され競合することを回避するため、都道府県知事が設立認可を行おうとする場合には、当該都道府県を管轄する通商産業局長に、また、通商産業局長が設立認可を行おうとする場合には、管轄区域内の関係都道府県知事に、それぞれ事前に、同種の事業を実施している事業協同組合（実施予定のものを含む。）の有無を照会することとし、有る場合には、通商産業局と都道府県との調整を十分図った上で認可を行うこと。

## (2) 共済契約者等の範囲

(イ) 共済契約者は、原則として組合員である中小企業者とするが、中小企業等協同組合法第9条の2第3項の規定に基づき、定款及び事業方法書に定めることにより組合員以外の者も共済契約者とすることができる。

(ロ) 被共済者は、上記(イ)の共済契約者、共済契約者に常時雇用される従業員及び共済契約者と生計を一にする親族とする。

## (3) 組合員数

組合員になろうとする者の数が少なく、共済掛金収入が支払いを予定される共済金との均衡を失っている場合は適当でないので、設立時に組合員の数はできるだけ多数であることが望ましく、原則として一組合当り500人以上を確保すること。

## (4) 出資金

組合の払込出資額が少額であるものは、人的結合及び共済金の支払いのための財産的基礎が薄弱となるので適当でない。この場合、組合員数、共済金額、(6)による兼業の有無等により判断するものとするが少なくとも100万円を割ることのないよう指導すること。また出資の払込みについては分割払込みの方法をとることは不適當であると考えられるので全額払込制とすること。

## (5) 役員

組合の健全な発展を図るうえからは、組合の役員になろうとする者が信頼するにたりる人格、識見及び能力を有する者であることが望まれるので、役員の適否についても充分留意すること。

## (6) 兼業

組合において実施する共済事業の種類は、交通災害共済事業、生命傷害共済事業等と定款上明記するものとし、共済の目的、範囲等において異なる共済事業は兼業しないことを建前としつつ、異なる共済事業を同一の組織で行うことに特段の支障がない場合は兼業を認めることとする。この場合には、共済事業の種類ごとに経理を区分することを定款上明記させるとともに、次の(7)に掲げる事業方法書等の基礎書類も共済事業の種類ごとに設定させること。

なお、共済事業の健全な運営を確保する観点から当面共済事業以外の事業は兼業させないこと。

## (7) 事業方法書等の承認

組合は、事業方法書、普通共済約款、共済掛金算出方法書及び責任準備金算出方法書（以下「事業方法書等」という。）を設定し、その設定及び変更については行政庁の承認を受けるものとし、その旨定款に明記すること。

なお、事業方法書等において定める骨子については、別紙1を参照すること。

## (8) 共済掛金の算出

共済掛金は、予定損害率、事業費率等を慎重に検討し、組合員の負担の軽減を図る一方、共済事業の健全性を維持し、安定した共済金の交付が可能であるよう十分配慮して算定すること。

## (9) 責任準備金等の積立

責任準備金及び支払準備金の積立は、別紙2により行うよう責任準備金算出方法書に定めること。

## II 指導監督について

### (1) 資産運用

資産運用については、その流動性及び健全性を確保して、共済契約者の保護に資するため次の要領によって指導するものとする。

(イ) 資産運用にあたっては、その健全性を確保し、補償額の支払いに支障をきたすこと

のないよう支払準備資産の充実に努めさせるものとする。

(㊦) 支払準備資産とは、次のものをいうものとする。

1. 現 金
2. 銀行及び商工組合中央金庫への預け金
3. 指定金融信託（貸付信託法に基づくものを含み元本に損失を生じた場合これを補填する契約のないものを除く。）
4. 郵便貯金及び郵便振替貯金
5. 国 債
6. 公 社 債
7. 金 融 債
8. 担保付社債（償還及び利払いに遅延のないものに限る。）
9. 1～8までに掲げるほか行政庁の承認を得た方法

(2) 経費の使途及び剰余金の処分については適正を期するよう慎重に監督すること。すなわち、不時の災害に備えるために極力経費の節減に努め、責任準備金及び支払準備金の積立てを確保するとともに剰余金についても組合の基礎が安定するまでは蓄積に充てるよう指導し、いやしくも経理内容を粉飾して前記準備金の積立てを怠ることのないよう監督すること。

(3) 監 査

組合に対しては、毎年1回定期監査を実施することとし、その旨定款に明記せしめるとともに、必要に応じ随時特別監査、実態調査等をも実施することにより、不当事実の矯正、経営内容の改善等を図るものとし、また、自主監査機能の強化等についても指導の徹底を期するものとする。

(4) 審査委員会の設置

共済金額の決定について、不服の申出を審査するため、審査委員会をおくよう指導すること。

(5) 募 集

組合が作成するパンフレット、しおり、ちらし等は組合員等が共済事業に加入する一つのよりどころとして利用されるので、その内容は正確でわかりやすいものとする。

いやしくも、パンフレット等の不適切な記載のため契約者等が誤認することがあってはならないことは勿論であり、募集が適正に行われるよう指導監督すること。

(別紙 1)

事業方法書等において定めるべき事項

I 事業方法書

- (1) 事業経営の地域、被共済者又は共済の目的の範囲及び共済事業の種類
- (2) 支店又は従たる事務所、出張所及び代理店の権限に関する事項
- (3) 共済金額及び共済期間の制限
- (4) 被共済者又は共済の目的の選択及び共済契約締結の手續に関する事項
- (5) 共済掛金の収受、共済金の支払及び共済掛金の払いもどし、その他の返れい金に関する事項
- (6) 共済証書並びに共済契約申込書及びこれに添付すべき書類の様式
- (7) 再共済の授受に関する事項
- (8) 共済契約の特約に関する事項
- (9) 共済金額、共済事業の種類又は共済期間を変更する場合に関する事項
- (10) 資産運用に関する事項

II 普通共済契約

- (1) 組合が共済金を支払わなければならない事由
- (2) 共済契約無効の原因
- (3) 組合がその義務を免がれる事由
- (4) 組合の義務の範囲を定める方法及びその義務の履行の時期
- (5) 共済契約者又は被共済者がその義務を履行しないことによって受ける損失
- (6) 共済契約の全部又は一部の解除の原因並びにその解除の場合において当事者が有する権利及び義務

III 共済掛金算出方法書

- (1) 予定死亡率、予定廃疾率又は予定損害率に関する事項
- (2) 予定事業費率に関する事項
- (3) 共済掛金の計算に関する事項

IV 責任準備金算出方法書

- (1) 責任準備金の計算に関する事項
- (2) 支払準備金の計算に関する事項

(別紙 2)

## 責任準備金及び支払準備金の積立て方法

組合は、責任準備金及び支払準備金として、それぞれ毎事業年度末において、次の金額を積立てなければならない。

### 1. 責任準備金

次の(1)の金額と(2)の金額のうちいずれか多い金額とする。

- (1) 毎事業年度において収入した共済掛金（連合会に支払った再共済料を控除した金額）から、その年度において共済掛金を収入した共済契約に基づいて支払った共済金その他の金額（連合会との再共済契約に基づいて受領した再共済金その他の金額を控除した金額）、その契約のために積立てるべき支払準備金（連合会に再共済として付した部分について積立てることを要しない支払準備金を控除した金額）及びその年度の事業費を控除した残額
- (2) 毎事業年度末に当該事業年度の正味収入共済掛金について、未経過部分を次の方法により月別に計算した合計額

$$R = P \times \frac{N - M}{N}$$

R = 当該月の未経過共済掛金額

P = 当該月の共済掛金額

N = 当該事業年度に属する月数

M = 共済掛金を収入した月の翌月から当該事業年度末までの月数

### 2. 支払準備金

次の金額の合計額の金額とする。ただし、共済契約を再共済した場合は、その再共済に付した部分については積立ては行わない。

- (1) 共済金又は返れい金を支払うべき場合において未だ支払わないものがあるときは、その金額
- (2) 既に生じた理由によって共済金又は返れい金の支払の義務があると認めるときは、その支払をするに足る相当の額
- (3) 共済金又は返れい金の支払に関して訴訟係属中のものがあるときは、その金額